

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第2回期日(20231031)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束 外

被控訴人 国

## 証拠説明書

(甲A第787号証から甲A第789号証)

2023(令和5)年10月24日

東京高等裁判所第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子  
同 寺 原 真希子  
他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
787	「提供精子を用いた人工授精に関する見解」	2015年6月	公益社団法人 日本産科婦人科学会	<ul style="list-style-type: none"><li>・第三者から精子提供を受けての人工授精(いわゆるAID)についての日本産婦人科学会の見解と解説である。</li><li>・見解では、被実施者の条件の一つとして「法的に婚姻している夫婦」であることがあげられていること(見解2)等。</li></ul>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第 2 回期日(20231031)提出の書面です。

788	「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」	写し	2003年4月28日	厚生科学審議会生殖補助医療部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療を受けることができる者共通の条件」として、「子を欲しながら不妊症のために子を持つことができない<u>法律上の夫婦に限ること</u>」があげられていること（4枚目、Ⅲ・1（1））。</li> <li>・上記を条件とする理由は、「法律上の夫婦以外の独身者や事実婚のカップルの場合には、生まれてくる子の親の一方が最初から存在しない、生まれてくる子の法的な地位が不安定であるなど生まれてくる子の福祉の観点から問題が生じやすい」とされていること（5枚目）等。</li> </ul>
789	「代理懐胎に関する見解」	写し	2003年4月	公益社団法人 日本産科婦人科学会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理懐胎は、倫理的、法律的、社会的、医学的な多くの問題をはらむと報告されていること。</li> <li>・そのため、「代理懐胎の実施は認められない」とされていること等。</li> </ul>

以上